

# 一般社団法人日本解剖学会委員会設置規程

## (目的)

第1条 本規程は定款第40条、定款施行細則第16条により本学会の常置委員会、及び特別委員会設置について必要な事項を規定する。

## (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、理事会から委嘱されたすべての選挙を管理、執行し、その結果を理事長に報告する。

- 2 選挙管理委員会は委員7名をもって組織し、互選により内1人を委員長とする。
- 3 委員は役員を除く正会員の中から理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (編集委員会)

第3条 編集委員会は、解剖学雑誌に関する編集と刊行に関する実務を担当する。

- 2 編集委員会は、編集担当常務理事1名を含む7名をもって構成し、互選により内1人を委員長とする。また、オブザーバーとしてASI編集委員長を迎えることが出来る。
- 3 委員は会員の中から理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (ASI編集委員会)

第4条 ASI編集委員会は、Anatomical Science International (ASI)に関する編集と刊行に関する実務を担当する。

- 2 委員長 (Editor-in-Chief) は互選により選出する。
- 3 委員 (Managing Editor) は委員長が分野ごとに若干名の者を会員から選任の上、理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。
- 4 査読者 (レフェリー) は委員が指名し、委員長が決定する。なお、レフェリーは会員資格の有無を問わない。

## (認定解剖組織技術者資格審査委員会)

第5条 認定解剖組織技術者資格審査委員会は、資格審査に関する業務を行い、その結果を理事長に報告する。

- 2 認定解剖組織技術者資格審査委員会は企画渉外担当常務理事を含む9名をもって組織し、互選により内1人を委員長とする。
- 3 委員は代議員の中から理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員の選任にあたっては、専門領域を考慮するものとする。

## (利益相反委員会)

第6条 利益相反委員会は、利益相反に関する業務を行い、その結果を理事長に報告する。

- 2 利益相反委員会は庶務担当常務理事を含む若干名をもって組織し、互選により内1人を委員長とする。
- 3 委員は代議員の中から理事長が委嘱する。必要に応じて、外部委員を招聘することができる。任期は2年とし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (特別委員会・ワーキンググループ)

第7条 理事長は特定事項の調査、研究、立案を行う特別委員会、及びワーキンググループを必要に応じて設置することが出来る。

- 2 委員は、委員長を互選する。委員長は、当該委員会の審議の結果を随時理事長に報告し、任期終了の時点で最終報告書を提出しなければならない。
- 3 委員は会員の中から理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、3期6年を越えないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (任期の例外規定)

第8条 理事長が必要と認めた場合に限り、3期6年を超えて再任することが出来る。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附 則

1. 本規程は平成25年3月29日より施行する。
2. 本規程は平成25年11月30日より施行する。
3. 本規程は平成27年3月22日より施行する。
4. 本規程は平成28年3月29日より施行する。